

【小林委員提出資料】

A市-市民文化ホール整備運営事業（視察日：平成29年1月19日）

《敷地概要》

敷地面積 : 8,100㎡
延床面積 : 7,700㎡
周辺環境 : 空港、道路、鉄道等交通の
要所(道路の交通量:多)
隣接施設 : 駅(鉄道)、大学、図書館、
文化・交流施設、駐車場

新駅整備に合わせた土地区画整理事業
地内で本施設を整備。

《施設概要》

建物規模 : 地上5階、地下1階
大ホール : 1,000～1,400席
(市民の芸術鑑賞機会の確保)
(収益力を高めて小ホールをカバー)
小ホール : 250～300席
(市民の生涯学習活動場所の確保)
会議室 : 市民の交流の場として利用
スタジオ : 市民の交流の場として利用

■ 公共施設等運営権方式の検討経緯

- 既存の市民ホールの老朽化・アクセスの不便さから、鉄道延伸及び新駅整備のタイミングにあわせ、新駅前への移転・建設を計画。積極的な市長の方針で、当初よりPFI方式を軸に検討が進み、担当課では公共施設等運営権方式も研究していた。運営事業者に裁量を幅広く与えることで、集客力のあるコンテンツを呼び込み、市民の芸術鑑賞機会の確保とホール運営の収益性向上を期待。施設整備と維持管理運営を切り分けることで、応札業者の門戸を広げ競争性を確保するとともに、運営事業者を整備事業者選定のアドバイザーとすることで事業運営を見据えた設計に近づくよう配慮するなど、PFI経験を活かした工夫がなされている。

■ 公共施設等運営権方式を断念した主な要因

- 新設のためトラックレコードのない中、需要予測は困難で、マーケットサウンディングにおいて、民間事業者の前向きな反応を得ることができなかった。
- 他の事業との関係で、供用開始時期を後ろ倒しにすることができず、残り期間で公共施設等運営権方式の手続きを実施することは期間的に困難と判断した。
- 本事業では運営部分を切り出し運営事業者を先に選定したうえで、効果的かつ効率的な運営に資する設計となるよう設計・建設事業者選定のアドバイザーとしても活用する想定であったことから、手順が合わなかった。
- 運営事業においてファイナンスは発生しない見込みで、あえて公共施設等運営権方式を導入する必要性を見出すことができなかった。

■ 今後域内で公共施設等運営権方式を検討する場合に必要な事項

- 運営事業者が収受する利用料金が採算性の重要な点となることから、事業者の裁量が幅広く認められる必要がある。
- 一方、公共ホールである点にも配慮し、市民に対するチケットの先行販売や市民料金を設定するなど、利益追求と住民理解とのバランスを図ることが必要であると考えられる。
- 指定管理者との二重適用で料金設定をどうなるのか明らかにする必要がある。
- 先行事例があれば事業を進めるうえで有益であると考えられる。

B市-市民会館整備運営事業（視察日：平成29年1月25日）

《敷地概要》

周辺環境：官公庁施設、事務所ビル
が集まるオフィス街
隣接施設：市役所、観光施設、ホテル

《施設計画概要》

大ホール：約1,000席程度
リハーサル室・練習室：大ホールのステージと
同等の大きさを有する
小ホール：約500席（可動席）
展示室：美術展、講演会等
会議室：大・中・小規模の会議室・和室
テナント：ショップ・レストラン等
駐車場・駐輪場：隣接地の既存施設を活用

■ 公共施設等運営権方式検討経緯

- 市民会館の老朽化及び公共施設における都市機能の集約、新たな交流のにぎわいの創出をめざし、文化交流機能を有する市民会館を新設する計画が立ったところ、発注方法に関しては、さまざまな手法を検討し、公共施設等運営権方式の導入も含めて検討していた。
- 市民や利用者の意見をできる限り反映させる仕組みを考え、意見聴取ワークショップやシンポジウムなど事業を進めている。ただし、以下のような要因があったことから、結果として公共施設等運営権方式の導入には至らなかった。

■ 公共施設等運営権方式を断念した主な要因

- 独立採算による運営を見込むことができなかった。
 - 近隣の県有ホール（2000席、500席）との競合
 - 収益獲得の困難性（テナント料収入の限界）
- 住民利用（減免、利用枠の確保）と運営事業者の利益追求との相反
- 工期の時間的な制約（供用開始時期を動かすことができない）

■ 今後域内で公共施設等運営権方式を検討する場合に必要なと思われる事項

- 導入可能性調査に係る国による費用補助（本事業では申請するも不採択）
→新たな制度であるため調査を要する一方、単費での予算措置は一定の困難性を伴う。
- 横断的な支援
→周辺施設（観光施設等）を含めて委託し、娯楽・宿泊施設等も含めて一体運営を行うことで、収益性を確保することは、ひとつの考え方となりうるが、各省の支援が必要となる。
- 専門家の派遣
→専門家が常駐し、事業の推進やノウハウの提供を図ることは有効かつ効率的である。